

宇都宮市保育所新設整備法人募集要項

平成22年8月

宇 都 宮 市

募 集 要 項 目 次

1	保育所新設整備法人募集の趣旨	P. 1
2	応募にあたって	P. 1
3	応募資格	P. 1
4	応募条件等	P. 1
5	応募手続	P. 4
6	審査等	P. 5
7	スケジュール	P. 7
8	提出書類	P. 7
9	その他の留意点	P. 7
10	入札及び契約等	P. 8

添付資料

【別紙1-1】公募対象地域町名等一覧

【別紙1-2】北・不動前保育園の民営化に伴う保育所整備法人の募集エリア図

【別紙2】提出書類一覧

【別紙3】提出書類作成上の注意点

1 保育所新設整備法人募集の趣旨

宇都宮市は、待機児童の解消や地域における子育て支援の充実等を図るため、子育て環境の整備や、公立保育所の民営化、統廃合などに努めてきました。

しかし、少子化の進行により就学前児童数は減少傾向にあるものの、核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加、女性の社会進出など社会・経済環境が大きく変化する中、保育需要は年々増加傾向にあり、待機児童は解消していない状況にあります。

そうした状況に的確に対応するため、平成22年3月に「宇都宮市保育所等の整備方針・整備計画」（以下、「整備計画」という。）を策定し、保育サービスの質の確保を図りながら、その量的拡大に取り組んでいるところです。

今回、その取組のひとつとして新たに保育所の整備を進めるため、民間保育所の整備・運営を行う法人を募集します。

2 応募にあたって

応募にあたっては、本要項（添付資料も含む）に記載した諸条件のほか、本市の条例・基準、国の関係法令・通知等を遵守してください。

3 応募資格

本事業に応募することができる者は、次に掲げる者とします。

- (1) 既存の社会福祉法人又は学校法人にあっては、法人の主たる事務所が栃木県内にある者。
- (2) 社会福祉法人を設立しようとする者にあっては、住所が栃木県内にある者。

4 応募条件等

(1) 公募対象施設

「児童福祉法」第39条に規定する保育所とします。ただし、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定する認定こども園は除きます。

(2) 公募対象地域と整備数

ア 中央部地域：1施設

イ 南部地域：1施設

ウ 東部地域：1施設

※ 公募対象地域の詳細な町名は【別紙1-1】をご参照ください。

なお、中央部地域及び南部地域のうち、「北保育園・不動前保育園の民営化に伴う保育所整備法人の募集エリア」（【別紙1-2】参照）と重複する区域については、本件の公募対象地域から除外します。

(3) 公募対象保育所定員

各90人程度（±10人の範囲）

※ 定員数の多寡は、審査の対象とはしません。

(4) 保育所整備方法

保育所施設は、新設によることとします。

※ 社会福祉法人が施設を新設する場合にあたっては、施設整備費の一部を補助します。

※ 「児童福祉施設最低基準」に適合する保育所を建設してください。

(5) 整備及び開設時期

平成23年度中の整備及び平成24年度の開設とします。

※ 事業予定者は、選定後速やかに関係機関と協議を進め、平成23年4月に予定されている国庫補助協議までに施設整備協議書類を市へ提出の上、おおむね8月に着工し平成24年2月までに完成、平成24年4月1日に開所できることが条件となります。

(6) 建設用地等

建設用地は、事業が安定的、継続的に行われるために設置者が所有権を有していることが望ましいですが、下記のすべての要件を満たす場合は、借地でも可とします。

また、平成23年7月頃までに、法令等に基づく規制解除や開発許可等が見込まれる土地であって、施設の建設に支障のないことを条件とします（必ず、応募するまでに関係所管課と事前協議を行ってください。）。

※ 「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号で定める農用地区域は今回の公募の対象とはなりません。

ア 地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記するもの（貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力

の高い主体である場合等，安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には，地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えありません。。

イ 無償貸与，若しくは賃借料が，地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに，安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されているもの。また，賃借料及びその財源が収支予算書に計上されているもの。

(7) 運営資金

建設費の他に，施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として，年間事業費の1/2以上に相当する額を自己資金として確保しておいてください（開設前からの職員採用なども想定して，実際に必要な運転資金を見込むこと。）。

(8) 整備資金について

施設建設にあたっては，極力借入を抑え，自己資金の増資に努めてください。

また，社会福祉法人が施設を新設する場合は国庫補助金を導入し，下記の額を補助します（下記金額は予定であり，国の補助制度の動向により変動します。）。

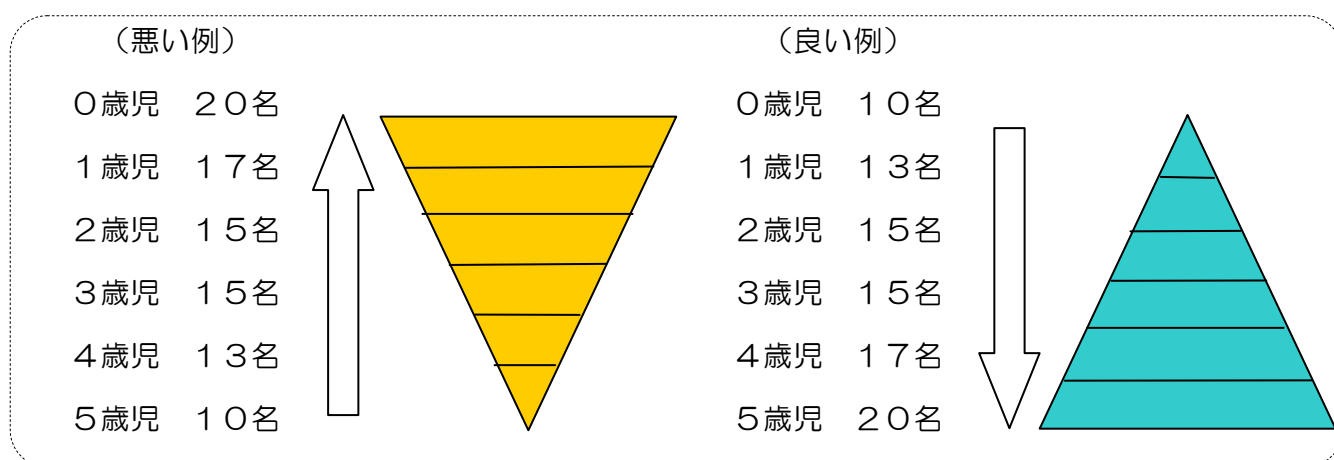
定員	施設整備費補助金額（補助対象経費の11/12相当額）
80名	約85,000,000円
90名	約94,000,000円
100名	約99,000,000円

(9) 定員構成

生後3か月以上児から5歳児までの全ての児童を受け入れてください。

※ ただし，進級時の児童の受入を確保できる定員構成にしてください。

○参考例（定員90人の場合）



(10) 保育内容等

基本となる保育内容等は次のとおりです。

ア 開所時間

月曜日～土曜日：午前7時から午後7時まで

イ 開所日と休所日

開所日：月曜日～土曜日

休所日：日曜日，祝日，12月29日～1月3日

(11) 特別保育事業の実施

ア 次の特別保育事業を必ず実施してください。

延長保育，産休明け乳児保育，発達支援児保育

イ サービス向上につながるその他の特別保育事業（一時預かり保育，長時間の延長保育等）については，可能な限り実施に努めてください。

(12) 給食

当該施設内で調理を行ってください。

5 応募手続

(1) 募集要項等の配付

ア 期間 平成22年8月18日（水）～平成22年11月16日（火）

（ただし，土曜日，日曜日及び祝日を除く。）

イ 時間 午前8時30分～午後5時15分

ウ 場所 宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課（市役所本庁舎2階D4番窓口）

エ 配布物 募集要項等

※ 募集要項及び申請様式は，市ホームページからダウンロード可能です。

市ホームページアドレス <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

(2) 説明会

ア 日時 平成22年9月1日（水） 午後2時～

イ 場所 宇都宮市保健所 大会議室（3階）

（宇都宮市竹林町972番地）

※ 説明会への出席を希望される場合は，8月31日（火）までに別添出席連絡票を，FAX又は電子メールにより下記担当課まで送付してください。

※ 募集要項を持参の上，出席してください。

※ 説明会にお越しの際は，できるだけ，公共交通機関を利用してください。

〈担当課〉 宇都宮市 保健福祉部 保健福祉総務課 FAX：028-639-8825
E-mail：u1901@city.utsunomiya.tochigi.jp

(3) 質問等の受付

本要項に関する質問は、必ず応募者が、別紙質問書に質問の内容を簡潔にまとめて記入の上、FAX又は電子メールにより、下記担当課まで送付してください。来課又は電話での質問、受付期間終了後の質問は、原則として受け付けません。

回答については、後日、FAX又は電子メールにより行います。

ア 期間 平成22年9月2日（木）～平成22年9月30日（木）

※ なお、質問等に関して応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、市ホームページ上で公表します。

〈担当課〉 宇都宮市 保健福祉部 保健福祉総務課 FAX：028-639-8825
E-mail：u1901@city.utsunomiya.tochigi.jp

(4) 応募書類の受付

応募者は、【別紙2】に規定する書類を提出してください。

ア 期間 平成22年11月17日（水）～11月19日（金）

イ 時間 午前8時30分～午後5時15分

ウ 提出場所 宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課（市役所本庁舎2階D4番窓口）

エ 提出部数 11部（正本1部・副本10部） ※副本はコピー

※ 応募書類は、フラットファイル等で綴り、区分ごとにインデックスを付け、表紙・背表紙に法人名等を表示してください。

オ 提出方法 応募書類の提出は、提出期間内に応募者が提出場所へ直接持参することとし、郵送及び電子メールによるものは受け付けません。

6 審査等

応募者から提出された提案については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき、市が事業者を決定します。

本事業において、応募者がいない場合又は審査の結果によりすべての提案が本事業実施の目的を達成できないと市が判断した場合は、事業者の決定を行わない場合があります。

(1) 審査方法

ア 1次審査（資格等審査）

本要項に規定する条件等について、応募書類等により審査します。

イ 2次審査（書類審査及び面接）

1次審査通過者に対し、外部有識者等で構成する宇都宮市社会福祉施設等事業者選考専門委員（以下、「専門委員」という。）により、次の観点等から、応募書類による書類審査及び面接（ヒアリング）審査を実施します。

- a 法人運営能力（組織能力，財務能力，職員処遇，危機管理対策，連携体制等）
- b 保育事業計画（保育所運営方針，職員採用，職員の資質向上，サービス向上等）
- c 建設地・建物（保育所建設場所，建物の概要等）
- d その他，専門委員が必要と定めるもの

※ 面接（ヒアリング）審査の注意事項

- ・出席者は，理事長又は法人運営に係る理事1名（新設法人の場合は設立代表者）及び施設長予定者1名の計2名とします。
- ・法人等から委託された業者（コンサルタント等）による代理出席は認めません。

(2) 審査の結果通知等

ア 審査結果の通知

審査結果は，1次審査・2次審査ごとに応募者に文書により通知します。

イ 応募の概況等の公表

応募の概況，審査結果の概要等については，適宜，市ホームページで公表します。

7 スケジュール

時 期	事 項
平成22年8月18日(水)	○ 市ホームページ等で法人募集の周知開始
9月 1日(水)	○ 説明会
9月2日(木) ～ 9月30日(木)	○ 質問等の受付
11月17日(水) ～11月19日(金)	○ 応募書類の受付
11月下旬	○ 1次審査(資格等審査)
1次審査終了後	○ 1次審査結果通知・公表 ※ 2次審査の詳細日時は個別に通知します
12月中旬	○ 2次審査(書類審査及び面接)
12月下旬	○ 事業予定者の決定・通知・公表

8 提出書類

【別紙2】「提出書類一覧」参照

※書類の提出にあたっては、【別紙3】「提出書類作成上の注意点」や指示事項に従い、記載の誤りや、添付書類の不備等のないよう注意してください。

9 その他の留意点

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出資料の変更の禁止

提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めません。

(3) 追加資料の提出等

事業者の選定等にあって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、聞き取りを行うことがあります。

(4) 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、本事業の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽又は不正があった場合

イ 応募者及び応募者の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合

ウ その他不正な行為があった場合

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。

(6) 個別相談や審査内容に係る問い合わせの禁止

応募者及びコンサルタント等の関係者から担当者等に対して自らの応募書類・提案内容の優劣等を質問するなどの個別相談、審査内容に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため、審査の事前・事後とも受け付けません。

(7) 新規設立法人について

社会福祉法人を設立しようとする者にあつては、応募時において、法人認可に係る基本条件を満たしていること又は確実に満たすことを見込めることが条件です。

(8) 選定の取り消し等について

整備事業者として選定された後の応募計画の変更については、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴うもの等やむを得ないもので評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認める場合があります。ただし、重要な事項（整備場所、贈与金、施設長等）の変更は原則として認めません。また、国庫補助協議までに書類作成ができないなど平成 23 年度中の完成が見込めない場合には、選定を取り消すことがあります。

10 入札及び契約等

社会福祉法人が補助金の交付を受けて施設整備を行う場合は、本市の指導に基づいて入札及び契約等を行ってください。

宇 都 宮 市 保 育 所 新 設
整 備 法 人 募 集 要 項
〈問い合わせ先〉

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 保健福祉部 保健福祉総務課 法人・施設グループ

TEL 028-632-2918 FAX 028-639-8825

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

[E-mail:u1901@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u1901@city.utsunomiya.tochigi.jp)